

2020年12月1日

「欧州の悩み」

公益財団法人 国際通貨研究所
理事長 渡辺 博史

米国の新政権の政策は・・・と書きたい時期ではあるが、相変わらずトランプ大統領がホワイトハウスから出てこないため、やや不透明感が残り、これは、まあ新大統領??就任後に書くことにしよう。大統領自身が「我が国の選挙には、不正が蔓延している」と広言する状態は、考えてみれば恐ろしい状況である。2000年にも「不正」とは言われなかったが、「不備、混乱がある」ということで結果の確定まで長期間を要した。世界第二の人口を抱える民主主義国家のこの大混乱をみかねて、世界最大及び世界第三の民主主義国家の友人に「選挙監視団として1万人くらい、フロリダに派遣したら・・・いつも送られてくるだけでは忍びないでしょうから・・・」と誘ってみたが、「後が怖い」ということで辞退された記憶がある。

ということで、今回は欧州の状況を見てみよう。ネアンデルタール人のDNAを持っているの方が新型コロナウイルスに感染しやすいという説が流れて、「我々はクロマニヨン人、新人類の正統の末裔だ」と自認して来た欧州の人にとっては、寝耳に水であったかもしれない。そして、米国と大差ない窮迫した蔓延状況が続き、もう第何波にあたるかは規定し難いが、感染者、重症者がまた急増し、外出禁止、都市封鎖、ロックダウンが再施行される事態に陥る国が増えている。

経済活動の維持、下支え以前の緊急の課題である医療崩壊回避のための財政出動もかなり難しくなっている国も有る中で、必要な資金を手当てするための復興基金設立が提唱され、加盟国間で時間をかけて議論が進められてきた。

とりあえず、総額7500億ユーロの規模が想定され、低利の融資のみならず一部は補助金贈与として使用されることになったが、その過程でもめたのが、所要資金の調達方法である。ご存じのように欧州連合(EU)では、一部の国の間では、通貨統合(ユーロ)そして金融政策の一元化が行われたが、税制を含めた財政政策は個別国で行うこととされている。フランスは早い時期から財政の一元化も提唱し、「欧州大蔵省」の設置を提案してきたが、そこまでの合意については動く気配もなかった。しかし、今回の基金創設のための資金調達については、これまで財政の一元化に一貫して最も強く抵抗してきたドイツのメルケル首相が、「共同債」の発行を促した。欧州全体の「健全な経済維持」がドイツにとって重要な課題である認識のもと、南部諸国の疲弊あるいは崩壊は、

いくらそれらの国の自業自得の面があるからと言って放置できないという判断をしたと思われる。そこで、各国が個別に債券発行して資金調達する代わりに、欧州連合の事務局にあたる EU 委員会が発行体・債務者となってまとめて起債、調達する「共同債」が発行されることとされた。

最大経済国ドイツの提案ではあったが、ドイツほど域内経済総体の安定の恩恵を享受する度合いが小さい北部の「財政健全国」は、「他国依存への悪しき第一歩である」と強く反対した。陰口では、「ケチケチ・ファイブ」とも呼ばれた財政健全国（オーストリア、オランダ、スウェーデン、デンマーク、フィンランド）は強烈に抵抗し合意が危うくなったため、メルケル首相が自ら乗り出して、これらの国と調整を行い、①補助金贈与に使われる金額を当初の 5000 億ユーロから 3900 億ユーロに減額する（低利の融資部分を増やす）、②これら健全国にはそれぞれの拠出金の一部に見合う額を割り戻す、といった妥協を経て、この夏にやっとまとまったところである。もちろん、ドイツ国民にとっても、他国の債務のこれ以上の尻ぬぐいは忌避したいという感情は強く、ドイツの首相、財務大臣は「これは緊急避難の一回限りの措置」と強く付言している。

この決定を受けて、市場では「共同債の発行は、本来弱い立場の債務者の格付けを引き上げる」、「発行体、金額がまとまればまとまるほど、借り手が強くなる」と認識され、しかも「多分今後も続く手法」として好感をもって迎えられた。また個別国経済の危機を回避できるようになったという判断から通貨ユーロが増価の方に動くという状況もあった。これらの市場の判断が、ドイツにとって良いものであるかどうかは、やや疑問であるが、それでも共同債発行への隘路は無くなったかに見えた。

しかし、基金の実際の運用にあたっては、どの国に、どれだけ配布するかを決めねばならない以上、そのためのルールを確定する必要があるが、この点で大きな問題に直面した。

一昨年以降、一部の新規加盟国の政治運営、制度改変において、それまで、自明とされてきた旧来の加盟国の共同認識とはかなり違った行為をする国が出て来た。EU 本部からは、随時、その「問題行動」への警告がなされてきたが、それぞれの国の状況、「民意」から、必ずしも調和的な対応が各政府でとられて来なかった。そのような状況を反映して、今回の基金の配分にあたっての配分基準に、経済指数のみならず、各国の「法治度」、「法の支配の順守」、「制度の整合性」を織り込み、その基準を満たさない場合には、配分された予算であってもその執行を停止すべきであるという提案が EU 議会でされたのに対して、ポーランド、ハンガリーの二国が、「そのような要素を基準に取り込めというのは、東西冷戦時代にソ連が東欧各国に要求したものより質が悪い」と強烈に反旗を翻した。EU の決定は基本的に全員一致であるため、この反対がある限り、基金は発動しない。2021 年からの始動が危ぶまれている。（ポーランド、ハンガリーは、その政治運営について、EU 委員会、EU 議会が「権威主義的、強権主義的なものに偏向している」と批判しているのに強く反発し、また、域内共同の移民政策にも反対している。）

その意味では、欧州連合は、このコロナの禍の下、南北問題と東西問題というもとかから内包する二つの問題の先鋭化に直面したことになる。鍵を握るメルケル首相の退任時期も迫り、なかなか難しい状況にある。

以上

(IIMA メールマガジンへの寄稿)

Copyright 2020 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

Telephone: 81-3-3510-0882, Facsimile: 81-3-3273-8051

〒103-0027 東京都中央区日本橋本 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

電話 : 03-3510-0882 (代) ファックス : 03-3273-8051

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。